

佐倉市ひとり親家庭等日常生活支援事業の概要について

佐倉市に居住するひとり親家庭、寡婦の方が、技能習得のための通学など自立促進に必要な活動をする場合や、公的行事などで一時的に支援を必要とする場合などに、家庭生活支援員を配置して日常生活の支援をいたします。

1 利用できるとき

以下のような場合、一時的に生活の援助又は保育サービスを受けることが可能です。

技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な活動をする場合
疾病、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的事業の参加、その他社会通念上必要と認められる事由により、日常生活等に支障が生じている場合
ひとり親家庭等となっておおむね6か月以内の家庭であり、日常生活を営むのに支障が生じている場合

2 日常生活支援の内容

食事の世話、住居の清掃、生活必需品等の買物、乳幼児の保育等を利用者の自宅で行います。

3 利用方法

最初に「佐倉市ひとり親家庭等日常生活支援利用登録書」を市に提出し、実際に支援が必要となる7日前までに「佐倉市ひとり親家庭等日常生活支援利用申請書」を市に申請します。

4 利用料金

所得状況により、以下の利用料金を日常生活支援終了後、市に納付していただきます。

利用世帯の区分	利用者負担金基準額（1時間当たり）
生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円
その他世帯	300円

利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間に切り上げる。

5 利用時間等

年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く午前7時から午後8時まで

利用者1人につき1日8時間まで利用可能。なお利用回数は年間10回まで

6 その他

日常生活支援を実施している間は、利用者又はその児童が在宅していること。